

令和 8 年

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第1	監査の実施.....	1
1	準拠した基準.....	1
2	監査の種類.....	1
(1)	財務監査.....	1
(2)	行政監査.....	1
(3)	「民間企業等との連携協定について」に関する行政監査.....	1
第2	監査の結果.....	2
1	概要.....	2
(1)	監査の対象.....	2
(2)	監査の着眼点.....	3
(3)	監査の実施内容.....	4
ア	事務局監査.....	4
イ	委員監査.....	4
2	監査結果.....	4
(1)	概況.....	4
ア	分野別.....	5
イ	局等別.....	5
(2)	是正又は改善を必要とする事項の内容及び監査意見.....	6

ア 収 入.....	7
【指摘事項】 督促状を発行していなかったもの（合規性）	7
【指摘事項】 行政財産の貸付けにおいて、事業者が実費負担すべき水道 料金を過大に徴収していたもの（合規性）	8
イ 支 出.....	9
【指摘事項】 日本放送協会との放送受信契約及び受信料の支払を失念し ていたもの（合規性）	9
〈監査意見〉 日本放送協会との放送受信契約について、適正な事務処理 を求めるもの.....	10
【指摘事項】 執行伺を作成せずに支出手続を行っていたもの（合規性） .	11
ウ 人件費・旅費.....	12
【指摘事項】 出張中の時間外勤務手当が支給されていなかったもの（合 規性）	12
【指摘事項】 時間外勤務手当が適切な時期に支給されていなかったもの （合規性）	13
エ 財産・物品.....	14
【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていなかったもの（合規性）	14
【指摘事項】 公有財産の管理が適正に行われていなかったもの（合規 性）	17
【指摘事項】 物品（デジタルカメラ）の所在が不明となったもの（合規 性）	18
【指摘事項】 物品（パーソナルコンピュータ）の所在が不明となったも の（合規性）	18
【指摘事項】 物品の管理が不適切だったもの（合規性）	19
【指摘事項】 物品の管理が不適切だったもの（合規性）	20
〈監査意見〉 物品の適切な管理を求めるもの.....	22
オ 委 託.....	23
【指摘事項】 地質調査業務委託において、設計金額に誤りがあったもの （合規性）	23
カ 事務事業.....	27

【指摘事項】 精神障害者保健福祉手帳等交付事務において、不適切な事務処理を行っていたもの（合規性）	27
〈監査意見〉 ①公印刷込等用紙の適切な使用及び管理を求めるもの	30
②事務処理状況の組織的な進捗管理を求めるもの	30
③不適切な事務処理を把握した際の適切な対応を求めるものの	30
④地方機関において事務処理が適切に行われるよう、本庁の積極的な関与を求めるもの	30
第3 テーマを設定した行政監査	32
1 概要	32
(1) 監査のテーマ	32
(2) 監査の目的	32
(3) 監査の対象	32
ア 包括連携協定	32
イ 個別連携協定	33
ウ 災害連携協定	33
(4) 監査の着眼点	37
(5) 監査におけるリスクの設定	37
(6) 監査の実施内容	38
2 監査結果	38
(1) 協定内容の策定と連携先の選定について	39
ア 連携先の選定理由について	39
イ 協定と事業内容について	40
ウ 未実施事業や実施予定のない事業の有無について	40

エ	連携先のノウハウの活用について.....	41
(2)	連携協定の実効性確保について.....	41
ア	事業計画について.....	41
イ	連携事業の効果や進捗状況の評価について.....	42
ウ	県と連携先との情報共有について.....	42
エ	連携事業の継続性確保について.....	43
オ	実績報告の提出と取りまとめについて.....	43
カ	訓練など災害の発生に備えた準備について（災害連携協定）.....	44
(3)	連携事業における情報発信や連携の促進につながる取組について.....	44
ア	連携事業の実績の公開について.....	44
イ	連携先から取組実績が公開されている場合、その内容の把握について.	45
ウ	他局や関係機関との情報共有について.....	45
(4)	総括.....	46
3	監査意見.....	47
	〈監査意見〉 協定の内容を検証し、必要に応じて見直すことを求めるもの ..	47
	〈監査意見〉 事業計画の策定や事業効果の評価を行うなど、連携事業の実効性の確保に向けた取組を求めるもの	47
	〈監査意見〉 連携事業の実績について、積極的な情報発信・情報共有を求めるもの	48
	〈監査意見〉 包括連携協定について、全庁的に管理して取りまとめる体制の構築や、統一的な運用ガイドラインの策定を求めるもの	48
	是正又は改善を必要とする事項集計表.....	51
1	分野別.....	51
2	局等別.....	52

定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の実施

1 準拠した基準

愛知県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 6 号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

(1) 財務監査

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査のうち、同条第 4 項の定期監査

(2) 行政監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査（(3) を除く。）

(3) 「民間企業等との連携協定について」に関する行政監査

令和 8 年定期監査等実施計画において、民間企業等との連携協定をテーマとして設定したもの

※ この報告においては、(1) 及び (2) を「第 2 監査の結果」に、(3) を「第 3 テーマを設定した行政監査」に記載した。

第2 監査の結果

1 概要

(1) 監査の対象

主として、令和7年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）を対象に監査を実施した。

令和8年定期監査の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	186	- 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 - 愛知県財務規則第4条第6項に定める知事が指定する職を置く課（警察本部の課） - 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 - 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	332	- 愛知県財務規則第2条第4号に定める「かい」 - 愛知県企業庁組織規程第2条に定める出先機関 - 愛知県病院事業庁組織規程第2条に定める県立病院
計	518	

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
政 策 企 画 局	7	1	8	7	0	7	7	1	8
総 務 局	8	16	24	8	7	15	8	16	24
人 事 局	3	1	4	3	0	3	3	1	4
防 災 安 全 局	4	1	5	4	1	5	4	1	5
県 民 文 化 局	8	4	12	8	1	9	8	4	12
環 境 局	6	1	7	6	0	6	6	1	7
福 祉 局	6	13	19	6	2	8	6	13	19
保 健 医 療 局	7	15	22	7	8	15	7	15	22
経 済 産 業 局	11	5	16	11	3	14	11	5	16
労 働 局	3	3	6	3	1	4	3	3	6
観光コンベンション局	2	－	2	2	－	2	2	－	2

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計
農 業 水 産 局	7	15	22	7	6	13	7	15	22
農 林 基 盤 局	5	3	8	5	1	6	5	3	8
建 設 局	9	9	18	9	4	13	9	9	18
都 市 ・ 交 通 局	7	2	9	7	1	8	7	2	9
建 築 局	4	－	4	4	－	4	4	－	4
ス ポ ー ツ 局	6	－	6	6	－	6	6	－	6
会 計 局	3	－	3	3	－	3	3	－	3
議 会 事 務 局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
選挙管理委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
監査委員事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
人事委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
労働委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
教 育 委 員 会	10	187	197	10	24	34	10	187	197
警 察 本 部	56	47	103	56	16	72	56	47	103
企 業 庁	7	6	13	7	2	9	7	6	13
病 院 事 業 庁	2	3	5	2	2	4	2	3	5
計	186	332	518	186	79	265	186	332	518

(2) 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

○ 合规性……ルールを守っているか

事務事業の執行等及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

○ 経済性……ムダな経費をかけていないか

事務事業の執行等及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

○ 効率性……より成果のあがる方法はないか

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

○ 有効性……目的にかなっているか

事務事業の執行等及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

(3) 監査の実施内容

ア 事務局監査

令和7年10月20日から令和8年6月24日までの間、監査対象機関に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

ただし、地方機関の一部にあつては、県の庁舎に設けた監査会場に対象機関を集合させて質問等を行う集合監査を実施した。

イ 委員監査

令和7年12月8日から令和8年7月24日までの間、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて対面により当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査（委員監査）を実施した。

なお、議会事務局に係る監査については、山本浩史監査委員及び中根義高監査委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査結果

(1) 概況

監査の結果、80件の是正又は改善を必要とする事項があった。

なお、是正又は改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要領等又はこれらの運用解釈に違反するもののうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ② 県に損害又は損害賠償責任が生じている事故等のうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善を要すると認められるもの
- ④ その他是正又は改善を要すると認められるもの

○ 検討事項

- ① 問題点又は疑問点がある場合で、是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの
- ② 指摘事項を踏まえ、制度の在り方、運用等については是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの

ア 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	2	0	2
支 出	67	0	67
人 件 費 ・ 旅 費	2	0	2
財 産 ・ 物 品	6	0	6
委 託	2	0	2
工 事	0	0	0
補 助 金	0	0	0
事 故	0	0	0
事 務 事 業	1	0	1
そ の 他	0	0	0
計	80	0	80

イ 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	1	0	1
総 務 局	4	0	4
人 事 局	0	0	0
防 災 安 全 局	2	0	2
県 民 文 化 局	1	0	1
環 境 局	0	0	0
福 祉 局	5	0	5
保 健 医 療 局	14	0	14
経 済 産 業 局	0	0	0
労 働 局	1	0	1
観光コンベンション局	0	0	0
農 業 水 産 局	9	0	9
農 林 基 盤 局	0	0	0
建 設 局	6	0	6
都 市 ・ 交 通 局	2	0	2
建 築 局	0	0	0

区 分	指摘事項	検討事項	計
ス ポ ー ツ 局	0	0	0
会 計 局	0	0	0
議 会 事 務 局	1	0	1
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0
教 育 委 員 会	20	0	20
警 察 本 部	8	0	8
企 業 庁	3	0	3
病 院 事 業 庁	3	0	3
計	80	0	80

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、3件の監査意見を付した。

(2) 是正又は改善を必要とする事項の内容及び監査意見

是正又は改善を必要とする事項の内容及び監査意見は、次のとおりである。

なお、是正又は改善を必要とする事項については、主にどのような観点（合规性、経済性、効率性、有効性）から、是正又は改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

ア 収 入

【指摘事項】督促状を発行していなかったもの（合規性）

該当機関 三河港務所

地方自治法では、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

また、愛知県財務規則では、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発して督促しなければならないとされている。

三河港務所では、使用料を納期限までに納付していない者に対し、電話による支払意思の確認は行っていたが、督促状を 658 件発行していなかった。

これは、督促状発行に対する重要性の認識や愛知県財務規則への理解が欠落していたためである。

<参考>

- 地方自治法
(督促、滞納処分等)
第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
2 以下 略
- 愛知県財務規則
(督促)
第40条 収支等命令者は、歳入を納期限までに納付しない者があるときは、督促状（様式第24）を発して督促しなければならない。
2 前項の督促状には、これを発する日から10日以内において納期限を指定しなければならない。
- 愛知県港湾管理条例
(使用料)
第11条 第8条又は前条第1項の規定により許可（工作物の廃止の許可を除く。）を受けた者からは、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。
一 以下 略
2 使用料は、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により使用料の徴収に関する事務を委託する場合にあつては、当該委託を受けた者）が指定する日（前条第1項の許可に係る使用料であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までににおいて知事が指定する日）までに納付しなければならない。
3 以下 略

【指摘事項】行政財産の貸付けにおいて、事業者が実費負担すべき水道料金を
過大に徴収していたもの（合規性）

該当機関 がんセンター

がんセンターでは、愛知県病院事業庁固定資産管理規程に基づき、売店、コインランドリー、理容室及び食堂を事業者の有償で貸し付けており、県有財産有償貸付契約書及び協定書に基づき、事業者から水道料金の実費を徴収している。

令和7年10月分から名古屋市の上水道料金単価が改定されたことに伴い、水道料金の実費徴収においても改定後の単価により算定することとなったが、税抜単価で算定すべきところ、誤って税込単価により算定したため、消費税分が二重で計上され、令和7年10月分から令和8年3月分までの水道料金の実費について、計33,793円が過大に徴収されていた。

これは、担当者が、算定に当たり、単価を十分に確認していなかったことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 水道料金の過大徴収の内容

10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	計
5,968円	5,059円	4,929円	5,578円	5,317円	6,942円	33,793円

<参考>

- 愛知県病院事業庁固定資産管理規程（貸付けの手続）
- 第22条 公有財産を借り受けようとする者は、公有財産借受申請書（様式第9）を事業庁長等に提出しなければならない。
- 2 事業庁長等は、公有財産の貸付けをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。
- (1) 当該公有財産に係る固定資産台帳記載事項
 - (2) 貸付けを受けようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、住所及び名称並びに代表者の氏名）
 - (3) 貸付けの理由及び期間
 - (4) 貸付料及びその算定基礎
 - (5) 無償貸付又は減額貸付の場合にあつては、その理由及び減免額
 - (6) その他必要な事項
- 3 事業庁長等は、公有財産の貸付けをするときは、その借受人に対して、使用目的及び用途を指定しなければならない。
- 4 事業庁長等は、必要があると認めるときは、公募により公有財産の貸付けを受ける者を選定することができる。この場合においては、第1項の規定は、適用しない。
- 5 公有財産の貸付け（無償貸付を除く。）を行う場合の貸付料は、事業庁長が定める基準により算定した額としなければならない。ただし、前項の規定による場合にあつては、当該公募により決定した額とする。

イ 支 出

【指摘事項】日本放送協会との放送受信契約及び受信料の支払を失念していたもの（合規性）

該当機関 政策企画局秘書課、東三河総局、新城設楽振興事務所、尾張県民事務所、知多県民事務所、防災安全局消防保安課、消防学校、愛知芸術文化センター、女性相談支援センター、尾張福祉相談センター、知多福祉相談センター、愛知学園、保健医療局生活衛生課、保健医療局感染症対策課、瀬戸保健所、江南保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、知多保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所、衛生研究所、動物愛護センター、名古屋高等技術専門校、農業水産局農業振興課、農業水産局水産課、海部農林水産事務所、知多農林水産事務所、西三河農林水産事務所、豊田加茂農林水産事務所、東三河農林水産事務所、農業総合試験場、尾張建設事務所、一宮建設事務所、海部建設事務所、知多建設事務所、豊田加茂建設事務所、新城設楽建設事務所、都市・交通局都市総務課、議会事務局総務課、豊川工科高等学校、横須賀高等学校、岩倉総合高等学校、田口高等学校、名古屋聾学校、千種聾学校、一宮聾学校、一宮東特別支援学校、春日井高等特別支援学校、豊川特別支援学校、豊田高等特別支援学校、いなざわ特別支援学校、三好特別支援学校、警察本部装備課、警察本部捜査第二課、警察本部公安第三課、警察本部機動隊、瑞穂警察署、守山警察署、愛知警察署、半田警察署、東三河水道事務所、がんセンター、あいち小児保健医療総合センター

放送法及び日本放送協会受信規約に基づき、テレビ放送の受信機能を有するカーナビゲーションシステム（以下「カーナビ」という。）、携帯電話及びテレビといった受信機を設置した者は、日本放送協会（以下「NHK」という。）と放送受信契約を締結し、受信料を支払わなければならないとされている。

NHKとの放送受信契約について、他の自治体で未契約が判明したことを受け、本県においても調査を実施したところ、本県が管理する物品のうち、テレビ放送の受信機能を有するカーナビ、携帯電話及びテレビの一部において、NHKとの放送受信契約が未契約であることが判明した。該当機関は

66 機関、未契約期間は最大 32 年間、未払金額の合計は 29,357,980 円であった。

これは、受信料制度に対する認識及び対象機器の放送受信の可否についての確認が不足していたことによるものである。

<参考>

- 放送法
(受信契約及び受信料)
第 64 条 次の各号のいずれかに該当する者は、認可契約条項で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。
 - 一 特定受信設備を設置した者
 - 二 特定必要的配信の受信を開始した者2 以下 略

- 日本放送協会受信規約
(受信料支払いの義務)
第 5 条 受信契約者は、受信機の設置またはNHKの配信の受信開始により受信契約の締結を要することとなった月の翌月から、第 9 条第 2 項の規定により解約となった月の前月まで、1 の受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。
2 以下 略

〈監査意見〉日本放送協会との放送受信契約について、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 全庁

本県において、日本放送協会との放送受信契約が未契約である機関が 66 機関あり、合計 29,357,980 円の受信料が未払であることが判明した。これは、事業所に設置する機器の放送受信契約に関する受信料制度の認識が不足していたことに加え、管理している機器の受信の可否を確認していなかったことに原因があるものと考えられる。

事案判明後の定期監査において、受信料制度の周知、管理している機器の受信機能の必要性の判断など、再発防止策が講じられていることが確認され、再度未契約が生じる可能性は低いと考えられるが、長期間にわたる未契約が多数発生したことは、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものであり、今後、このような事案の発生があってはならないものである。

ついては、各機関においては、管理している機器の点検を適宜行うとともに、機器の新規取得や処分の際には、放送受信契約について適正な事務処理を行われたい。

【指摘事項】執行伺を作成せずに支出手続を行っていたもの（合規性）

該当機関 猿投農林高等学校

かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理由等を記載した執行伺を作成して決裁を受けなければならないとされている。

猿投農林高等学校では、学校の実習地に係る土地改良区賦課金 56,856 円について、執行伺を作成することなく、支出手続を行っていた。

これは、担当者が執行伺の作成を失念したことはもとより、支出金調書の決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

<参考>

○ 愛知県財務規則
(予算執行書)

第 21 条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行(以下本条において「事業執行」という。)に当たっては、あらかじめ、予算執行書(様式第 12)を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。

○ 愛知県財務規則の施行について(依命通達)

第 2 章 予算関係

3 規則第 21 条関係について

(1)~(3) 略

(4) 第 1 項ただし書の規定により予算執行書の作成を省略することができる事項は、職員給与費、管理的経費等その経費の種類及び執行の形態から予算執行書の形式により難しいもので、別紙 2 に記載するものとする。

(5) 略

別紙 2

予算執行書の作成の省略事項

1 職員の報酬

2 職員の給与

3 退職手当

4 恩給及び退職年金

5 職員の旅費(外国旅行を除く。)

6 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした共済費

7 交際費

8 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした扶助費

9 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした償還金利子及び割引料

10 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした公課費

11 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした管理的経費(課の維持運営のための経費であつて直接行政目的とならない経費)

12 県税、地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入(受託収入を除く。)及び県債

13 愛知県災害対策本部が調達の意志決定をした物品の購入に係る経費その他大規模災害により緊急の予算執行が必要な経費(通常の手続によつては、執行の目的を達せられない場合に限る。)

○ 愛知県財務規則の運用について(通知)

第 21 条関係(予算執行書)

- 1 略
- 2 かいいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。

ウ 人件費・旅費

【指摘事項】出張中の時間外勤務手当が支給されていなかったもの（合规性）

該当機関 西三河福祉相談センター

時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した全時間について支給される。また、職員の出張による移動中の時間外勤務手当については、物品の監視等の特別な業務を命じられている場合や、公署発着で公用車を運転し、命令権者がその移動時間の全てについて時間管理できる場合に支給できるとされている。

さらに、これらの手続は、総務事務システム（職員の給与及び旅費の支給その他総務事務の集中的な処理を行うための情報システム）により行うこととされている。

西三河福祉相談センターでは、勤務時間以外の時間に児童相談業務と公用車の運転業務に従事した職員1名について、時間外勤務手当が支給されていなかった。

これは、当該職員が、総務事務システムによる時間外勤務の手続を失念し、上司も勤務時間以外の時間に業務に従事することを命令し、その結果を把握していたにもかかわらず、これに気付かなかったことによるものである。

○ 時間外勤務手当の支給不足の内容

時間外勤務実績年月	支給不足額	勤務時間以外の業務内容
令和7年6月分	10,844円	児童相談業務、公用車運転業務

<参考>

- 職員の給与に関する条例
(時間外勤務手当)
第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。
- 2以下 略
- 出張中の移動時間に係る時間外勤務手当について（通知）
1 専任運転手が公用車を運転する場合（同乗者を除く。）

- 2 移動中に物品の監視等の特別な業務を命じられている場合
- 3 専任運転手以外の職員が、公用車を運転し、公署発着で出張するときで、命令権者がその移動時間の全てについて時間管理できる場合

【指摘事項】時間外勤務手当が適切な時期に支給されていなかったもの（合規性）

該当機関 尾張教育事務所

時間外勤務手当は、時間外勤務を命ぜられた職員に対し、時間外勤務の命ぜられた月の翌月に支給することとされている。

しかしながら、尾張教育事務所管内の中学校において、事務職員1名に対して時間外勤務が命ぜられた月の数か月後に遅延して手当が支給されている事例があった。

これは、当該中学校が、時間外勤務手当を支給するための手続を速やかに行わなかったことに原因があるが、尾張教育事務所としても管内の市町立学校への時間外勤務手当の支給時期やそれに伴う支給手続の周知や指導をより徹底する必要があった。

○ 時間外勤務手当の支給遅れの内容

時間外勤務実績年月	時間外勤務手当額	支給状況
令和7年6月分	86,918円	令和7年10月追給
令和7年7月分	66,860円	令和7年10月追給
令和7年10月分	89,336円	令和8年2月追給

<参考>

○ 市町村立学校職員給与負担法

第1条 市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事

務職員に係るものとする。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。))並びに定時制通信教育手当(中等教育学校の校長に係るものとする。))並びに講師(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号。以下「義務教育諸学校標準法」という。))第17条第2項に規定する非常勤の講師に限る。))の報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当(次条において「報酬等」という。))は、都道府県の負担とする。

○ 職員の給与に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。))の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料の支給)

第8条 給料は、月の一日から末日までを計算期間とし、その支給日は、その期間内の日のうち人事委員会規則で定める日とする。

2以下 略

(時間外勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2以下 略

○ 給料等の支給方法に関する規則

(特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び災害派遣手当)

第10条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。))は、一の月の分を次の月における給料の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができない特殊な事情があるときは、任命権者が人事委員会と協議して定める方法により支給することができる。

2以下 略

エ 財産・物品

【指摘事項】行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていなかったもの (合規性)

該当機関 刈谷東高等学校

「公有財産事務に関する質疑応答(令和3年1月8日改正)」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それぞれ1本分の支線として使用料を徴収するとされている。

しかしながら、刈谷東高等学校では、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可していた箇所が2か所あったため、合わせて2本分の土地使用料を徴収していなかった。

また、「共架電柱の取扱いについて（令和4年3月22日改正）」によれば、1次使用者又は県が設置した電柱、支線又は支柱に電線等を設置する者（以下「2次使用者」という。）からも土地使用料を徴収するとされている。

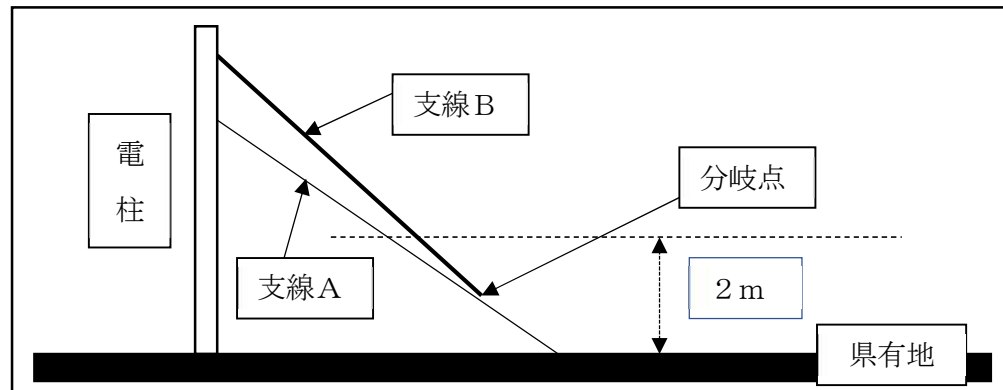
しかしながら、刈谷東高等学校では、1次使用者が設置した電柱に電線を設置する2次使用者から1次使用者が設置した支線に係る土地使用料を徴収していなかった。

これらは、公有財産に係る通知等の内容を十分に理解せず、過去の使用許可の状況が正しいものであると誤認したまま点検を行っていたことによるものである。

<参考>

○ 公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正：財産管理課作成）
電柱支線の取扱い

問 33 下図のとおり、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線Aに、新たに別の者が地上2メートル以下で支線Bを接続しようとする場合（2本の支線の分岐点が地上2メートル以下の場合）、支線Bを設置する者に対して使用許可が必要か。



答 支線Bを設置する者に対して使用許可が必要である。

地上2メートル以下の場合は、当該県有地の使用が制限されることから、地上2メートル以下で分岐している支線については、土地に刺さっているか否かに関わらず、それぞれ支線1本分として使用料を徴収する。

また、同じ者が設置する場合も同様に許可が必要であり、2本の許可とする。

○ 行政財産の特別使用に係る使用料条例
（使用料の減免等）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

一 略

二 当該行政財産の特別使用が行政財産の設置目的の達成に寄与すると認められるとき。

三 略

○ 「共架電柱の取扱いについて（通知）」（令和４年３月２２日改正）（抜粋）

１ 略

２ 使用料等の減免

使用料（貸付料）の減免ができるのは、設置される電線等が県施設専用のものである場合に限るものとする。

（別紙）

１ 用語の意義

共架電柱……県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者以外の者により電線等（ＰＨＳ無線基地局を含む。）が設置されている電柱

１次使用者…県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者

２次使用者…１次使用者が設置した電柱に電線等（ＰＨＳ無線基地局を含む。）を設置する者（同じ電柱に架線する事業者のうち、１次使用者以外の全ての事業者を指す。）

なお、電柱本体は県有地外に設置されているが、支線又は支柱が県有地内に設置されている場合においても、当該電柱の設置者を１次使用者、当該電柱に電線等（ＰＨＳ無線基地局を含む。）を設置する１次使用者以外の者を２次使用者とする。

２ 共架電柱の取扱い

（１）使用許可（又は貸付け）の相手方

１次使用者及び２次使用者の両者に対し個別に使用許可（又は貸付け）を行うものとする。

（２）略

（３）土地使用料（又は土地貸付料）の徴収

１次使用者及び２次使用者の両者から、個別に土地使用料（又は土地貸付料）を徴収する。

（４）土地使用料（又は土地貸付料）徴収の対象物（使用許可（又は貸付け）の対象物）

ア １次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

（ア）１次使用者自らが県有地内に設置した電柱

（イ）１次使用者自らが県有地内に設置した支線又は支柱

イ ２次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

（ア）１次使用者が県有地内に設置した電柱

（イ）１次使用者が県有地内に設置した支線又は支柱

（ウ）２次使用者自らが県有地内に設置する支線又は支柱

（５）以下 略

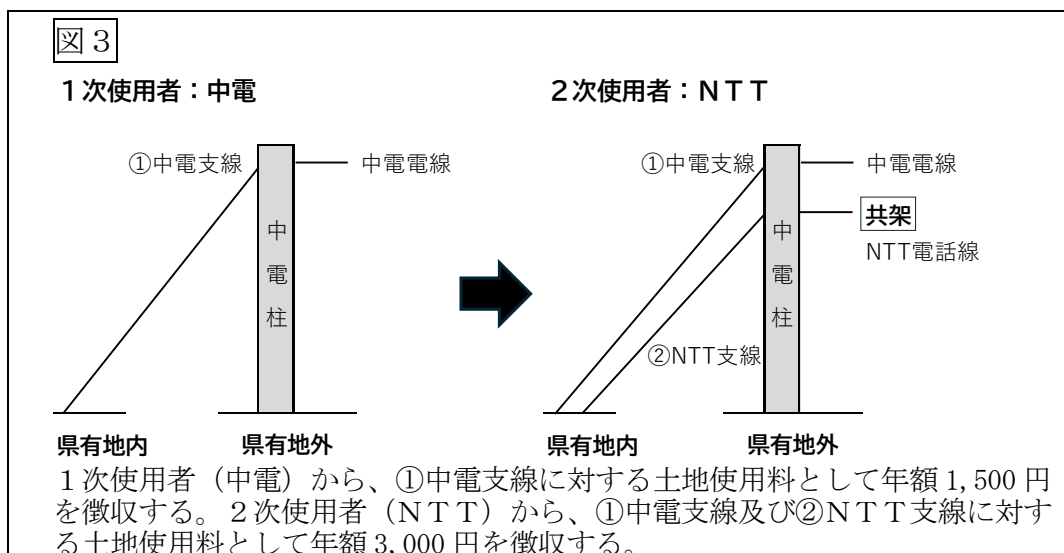
３ 略

４ 参考

現行の使用料条例、細目料金告示、電気通信事業法施行令において算出した使用料年額の例示は次のとおり（なお、架線する電線はいずれも特別高圧線ではないものとする。）。

* （略）

* 県有地外に設置されている中電柱（県有地内に中電支線１本有り）にＮＴＴが共架かつＮＴＴ自らが県有地内に支線１本を設置＜下記 図３＞
…中電から年額１,５００円、ＮＴＴから年額３,０００円



【指摘事項】 公有財産の管理が適正に行われていなかったもの（合規性）

該当機関 三好高等学校

「県有地境界管理要領」において、県有地の境界を良好に維持するため、最小限年 1 回以上境界の見回りを実施することとされている。また、見回り等により、異状が発見された場合は、保全措置を行うこととされている。

三好高等学校では、バス停留所の標識の一部が同校の敷地を越境する形で設置され、県有地境界が侵害されている状況が長年にわたり看過されていた。

これは、公有財産管理の重要性の認識が不十分だったため、年 1 回実施していた境界の見回りが形骸化しており、境界標の確認をすれば足りると誤認していたことによるものである。

< 参考 >

- 愛知県公有財産規則
(管理の通則)
第 19 条 局長は、常にその所管に属する公有財産の現状を的確に把握し、その維持保全に努めるとともに、効率的かつ適正にこれを管理しなければならない。
- 県有地境界管理要領
(境界の見回り)
第 1 県有地の境界を良好に維持するために次の事務を行うものとする。
(1) 境界の見回り（最小限年 1 回以上）
(2) 以下 略
2 前項の見回り等により、異状が発見された場合は、次のような保全措置を行うものとする。
(1) 及び (2) 略
(3) 境界が侵害され、又は、侵害されるおそれのある場合は、境界の保全のための必要な措置

【指摘事項】物品（デジタルカメラ）の所在が不明となったもの（合规性）

該当機関 豊田加茂農林水産事務所

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じた最も効率的に使用しなければならないとされている。

豊田加茂農林水産事務所では、デジタルカメラ1台を胸ポケットに入れた状態で林業の現場を調査していた際に、カメラを紛失した。

これは、デジタルカメラに紐を付け、衣類にくくり付けるなど、紛失の予防措置としての物品管理が不十分であったことによるものである。

○ 所在が不明となった物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
デジタルカメラ	1台	令和6年2月7日	47,630円

<参考>

○ 愛知県財務規則
(物品の管理)
第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。
2 略

【指摘事項】物品（パーソナルコンピュータ）の所在が不明となったもの（合规性）

該当機関 御津あおば高等学校

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じた最も効率的に使用しなければならないとされている。

また、各県立学校では、生徒一人一人に学習用パソコン（以下「タブレット」という。）を配備しており、学校管理下においては、同規則に基づき適切に管理することが求められ、度重なるタブレットの事故や紛失を防ぐため、令和5年10月に愛知県学習用パソコン等管理マニュアルが整備された。

しかしながら、御津あおば高等学校では、視聴覚準備室の改修工事に向け、令和7年1月14日頃から室内の片付けを行っていたところ、同月17日、室内の机の上に置いていた予備のタブレットのうち1台の所在が不明となることが判明した。

これは、予備のタブレットを鍵のかかる保管庫など、適切な場所で保管しておらず、紛失の予防措置としての物品管理が不十分であったことによるものである。

○ 所在が不明となった物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
パーソナルコンピュータ	1 台	令和 3 年 1 月 29 日	70,730 円

< 参考 >

○ 愛知県財務規則 (物品の管理) 第 101 条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。 2 略

【指摘事項】物品の管理が不適切だったもの（合规性）

該当機関 安城高等学校

物品の廃棄処分に当たっては不用決定の手続が必要とされているが、安城高等学校では電子計算機通信周辺機器及び参考書を不用決定の手続を行うことなく廃棄していた。

また、毎年度 1 回以上行くとされる物品点検の際、物品出納職員は現物を十分に確認しなかったため、当該電子計算機通信周辺機器及び参考書が廃棄されたことに気付かなかった。

これは、物品を廃棄する際、不用決定の手続が行われたか否かについて確認を怠ったことはもとより、物品点検における現物の確認が不十分であったことによるものである。

○ 不用決定の手続をせず廃棄した物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
電子計算機通信周辺機器	1 台	平成 10 年 8 月 31 日	37,275 円
参考書	1 式	令和 4 年 4 月 5 日	33,000 円

<参考>

○ 愛知県財務規則
(点検)

第 118 条 物品出納職員は、毎年度一回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品を帳簿と対照の上点検し、その旨を帳簿の余白に記載しなければならない。

(不用の決定等)

第 119 条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書（様式第 64）により不用の決定をしなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。

3 以下 略

【指摘事項】物品の管理が不適切だったもの（合規性）

該当機関 瀬戸工科高等学校

愛知県財務規則、同運用通知及び愛知県学習用パソコン等貸与規程（以下「財務規則等」という。）では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。

なお、物品のうち備品については、受入れを審査し、適正と認めたときは、財務システムにより物品登録を行うこと、物品管理責任者指定票により、所在場所ごとに物品管理責任者を定め、責任の所在を明らかにすることとされている。

また、長期間継続して物品を貸し付ける場合は、物品貸付の登録を行い、物品貸付簿を作成することとされており、学習用パソコン（以下「タブレット」という。）の貸付けの際には、生徒から貸与申請書及び承諾書を受領し、貸与決定後は、生徒に貸与決定通知書により通知し、タブレットを貸し付け、生徒から物品受領書を徴することとされている。

これらの事務は、県立学校においては、多数の物品が存在し、主に教育活動において教員が使用するものであることから、事務職員が教員の協力を得ながら行っているところである。

しかしながら、瀬戸工科高等学校では、物品管理責任者指定票が作成されていなかったことから、物品管理における責任の所在が明らかでなかったため、物品が財務システムに登録した所在場所に存在しないなど、本来保管すべき場所に保管されていない事例が多数あった。

さらに、タブレットの生徒への貸与に当たり、財務規則等で必要となる物品貸付簿を作成していないことに加え、財務システム上の貸付登録も失念し

ており、また、貸与申請書及び承諾書や物品受領書といった必要書類を生徒から徴しないまま、タブレットを貸し付けている事例が多数あり、タブレット1台の所在が不明となっていることも判明した。

これらは、物品管理における責任の所在が不明確で、事務職員と教員が連携して管理を行う体制となっていないなど、物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。

○ 所在が不明となった物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
パーソナルコンピュータ	1台	令和3年3月30日	94,930円

<参考>

- 愛知県財務規則
(物品の管理)
第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。
- 2 略
(貸付け)
第115条 収支等命令者は、貸付けを目的とするものを除くほか、物品を貸し付けてはならない。ただし、事務又は事業に支障を及ぼさないものについては、この限りでない。
- 2 物品出納職員は、物品の貸付けに当たっては、貸し付けようとする者の受領書を徴さなければならない。
(物品会計等に関する帳簿の種類)
第182条 会計管理者等は、次に掲げる帳簿により財産の記録並びに物品及び占有財産の出納及び保管の状況について明らかにしなければならない。
- 一 略
- 二 出納員及び分任出納員
(一)～(十) 略
(十一) 物品貸付簿(様式第109)
(十二) 略
- 2 略
- 愛知県財務規則の運用について(通知)
第103条関係(出納の通知の審査)
1 略
- 2 物品出納職員は、備品(閲覧用図書及び借り入れた物品で借入期間が一箇月以内のものを除く。)及び動物(取りまとめて管理する小動物を除く。)に係る出納の通知(受入れに限る。)を審査し、適正と認めたときは、端末機により物品登録を行い、物品登録処理確認票(要綱様式第802)を作成すること。
- 3 略
- 第109条関係(備品の使用等)
1 略
- 2 収支等命令者は、物品管理責任者指定票(別紙6)により、所在場所ごとに物品管理責任者を定め、前項の備品及び動物を適正に使用させること。
なお、「物品出納職員保管」及び「貸付け」の所在場所については、物品出納職員を物品管理責任者に指定すること。
- 3以下 略

第115条関係（貸付け）

1 物品出納職員は、電子計算機に登録されている物品を長期間継続して貸し付ける場合は、端末機又はセンタの電子計算機により物品貸付の登録を行い、貸付登録（返却）票（要綱様式第814）又は貸付（返却）処理一覧表（要綱様式第844）を端末機により作成すること。

2 以下 略

○ 愛知県学習用パソコン等貸与規程
（管理）

第5条 貸与物品の貸与に関する事務は、貸与対象者が所属する学校長（以下「学校長」という）が処理する。

2 出納員及び分任出納員は、愛知県財務規則第182条第1項に基づき、貸与状況を常に明らかにするために物品貸付簿（愛知県財務規則様式第109）を備えなければならない。

3 学校長は、貸与状況に異動が生じたときは物品貸付簿に記載するものとする。

（貸与の申請）

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保証人との連署により、愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。

（貸与の決定）

第9条 学校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

2 学校長は、前項により貸与を決定したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（受領書）

第10条 貸与物品の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、学校長へ物品受領書（様式第3号）を提出しなければならない。

〈監査意見〉物品の適切な管理を求めるもの

該当機関 教育委員会

愛知県財務規則、同運用通知及び愛知県学習用パソコン等貸与規程では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないことから、物品管理責任者の指定や物品貸付の際の手続など、物品の適切な管理についての様々な規定が定められている。

県立学校における物品の管理については、これまでも繰り返し是正改善を求めてきており、令和3年、令和4年、令和5年及び令和7年の定期監査において、物品の適切な管理を求める監査意見を付してきたところである。

これら定期監査での監査意見を踏まえ、教育委員会においては、令和3年度以降、物品の適切な管理等に関する旨の通知を県立学校長宛てに複数回発出するとともに、事務長会議や事務職員研修会などの機会を捉えて情報共有を図るといった取組を実施し、さらに、令和5年度には、愛知県学習用パソコン等管理マニュアルを整備したところである。

しかしながら、今回の定期監査において、一部県立学校で、物品が本来保管すべき場所に保管されていない、物品管理における責任の所在が不明確である、貸付手続が適切に行われないままタブレットを生徒に貸与するなど、管理の状態が著しく不適切な事案が見受けられた。

ついては、教育委員会においては、各県立学校に対し、物品管理の重要性に対する理解の促進を図ることはもとより、必要に応じ、個別に助言・指導を行うなど、より実効性のある再発防止に改めて取り組まれない。

オ 委 託

【指摘事項】地質調査業務委託において、設計金額に誤りがあったもの（合规性）

該当機関 企業庁工務調整課、次世代産業用地開発課

企業庁においては、「積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】」に基づき、調査・設計業務に係る委託費を積算することとされている。

工務調整課では、地質調査業務委託において、変更契約に伴う設計金額の積算の際、一部のボーリングの孔径変更を失念し、変更設計金額が 396,000 円過大となっていた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、352,000 円過大になっていたと考えられる。

また、次世代産業用地開発課では、地質調査業務委託において、変更契約に伴う設計金額の積算の際、ボーリングマシンを調査地点まで運搬する運搬費について、総運搬距離で計算すべきところ、片道距離で計算していたため、変更設計金額が 506,000 円過小となっていた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、396,000 円過小になっていたと考えられる。

これらは、担当者が、設計金額の積算に当たり、変更内容を十分に確認していなかったことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 過大積算の内容及び契約金額の算定

費目等	正	誤
地質調査業務費①	13,690,000 円	14,050,000 円
直接調査費	6,514,284 円	6,722,984 円
機械ボーリング	2,824,700 円	3,032,400 円
機械ボーリング N03	(ø66 mm) 421,400 円	(ø86 mm) 491,100 円
機械ボーリング N04	(ø66 mm) 444,400 円	(ø86 mm) 516,900 円
機械ボーリング N05	(ø66 mm) 391,500 円	(ø86 mm) 457,000 円
間接調査費	1,631,318 円	1,645,131 円
諸経費	5,544,398 円	5,681,885 円
解析等調査業務費②	2,610,000 円	2,610,000 円
業務価格 (①+②)	16,300,000 円	16,660,000 円
消費税相当額	1,630,000 円	1,666,000 円
合計	17,930,000 円	18,326,000 円

設計金額の差 396,000 円

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 12,144,000 円／13,497,000 円÷89.975%
本来の契約金額	16,126,000 円	(税抜) 業務価格×請負率＝14,660,000 円 (万円未満切捨て)
実際の契約金額	16,478,000 円	(税抜) 業務価格×請負率＝14,980,000 円 (万円未満切捨て)
契約金額の差	352,000 円	

○ 過小積算の内容及び契約金額の算定

費目等	正	誤
地質調査業務費①	81,060,000 円	80,600,000 円
直接調査費	34,902,594 円	34,902,594 円
間接調査費	15,571,824 円	15,289,354 円
運搬費	9,503,710 円	9,221,240 円
諸経費	30,585,582 円	30,408,052 円
解析等調査業務費②	4,230,000 円	4,230,000 円
業務価格 (①+②)	85,290,000 円	84,830,000 円
消費税相当額	8,529,000 円	8,483,000 円
合計	93,819,000 円	93,313,000 円

設計金額の差 506,000 円

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 53,680,000 円／67,760,000 円≒79.221%
本来の契約金額	74,316,000 円	(税抜) 業務価格×請負率=67,560,000 円 (万円未満切捨て)
実際の契約金額	73,920,000 円	(税抜) 業務価格×請負率=67,200,000 円 (万円未満切捨て)
契約金額の差	396,000 円	

< 参考 >

○ 積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第1章 総則

第4節 設計等における数値の扱い (県)

4-1 設計価格等の扱い

設計に使用する価格は、原則として、単価適用日における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。(以下 略)

第4章 地質調査積算基準

第2節 地質調査標準歩掛等

2-2 機械ボーリング (土質ボーリング・岩盤ボーリング)

2-2-1 せん孔作業 (SWG0100, SWG0105)

2-2-1-1 適用範囲

機械ボーリング (土質ボーリング・岩盤ボーリング) は、市場単価方式による地質調査のせん孔作業に適用する。(以下 略)

2-2-1-2 略

2-2-1-3 市場単価の設定

1) 略

2) 市場単価の規格・仕様区分

表2-1. 1 土質ボーリングの規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
φ 66mm	粘性土・シルト	m
	砂・砂質土	〃
	礫混じり土砂	〃
	玉石混じり土砂	〃
	固結シルト・固結粘土	〃
φ 86mm	粘性土・シルト	m
	砂・砂質土	〃
	礫混じり土砂	〃
	玉石混じり土砂	〃
	固結シルト・固結粘土	〃
φ 116mm	粘性土・シルト	m
	砂・砂質土	〃
	礫混じり土砂	〃
	玉石混じり土砂	〃
	固結シルト・固結粘土	〃

上表以外は別途計上する。

3) 以下 略

2-2-1-4 以下 略

2-2-2 及び 2-2-3 略

2-2-4 現場内小運搬

現場内小運搬は、ボーリングマシン並びに各種原位置試験用器材をトラック又はライトバン等より降ろした地点から、順次調査地点へと移動して、調査終了後にトラック又はライトバンに積み込む地点までの運搬費である。(以下 略)

2-2-4-1 適用範囲

現場内小運搬は、市場単価方式による地質調査に適用する。

2-2-4-2 略

2-2-4-3 市場価格の設定

1) 略

2) 市場単価の規格・仕様区分

表2-4. 2 現場内小運搬の規格区分

種 別 ・ 規 格		単位	コード
人肩運搬	50m以下 総運搬距離	t	SWG0180
	50m超100m以下 〃	〃	
特装車運搬 (クローラ)	100m以下 総運搬距離	〃	SWG0190
	100m超300m以下 〃	〃	
	300m超500m以下 〃	〃	
	500m超1000m以下 〃	〃	
モノレール運搬	50m以下 総運搬距離	〃	SWG0200
	50m超100m以下 〃	〃	
	100m超200m以下 〃	〃	
	200m超300m以下 〃	〃	
	300m超500m以下 〃	〃	
	500m超1000m以下 〃	〃	

上表以外は別途計上する。

3) 以下 略

2-2-4-4 及び 2-2-4-5 略

2-2-5～2-2-10 略

2-2-11 地質調査運用

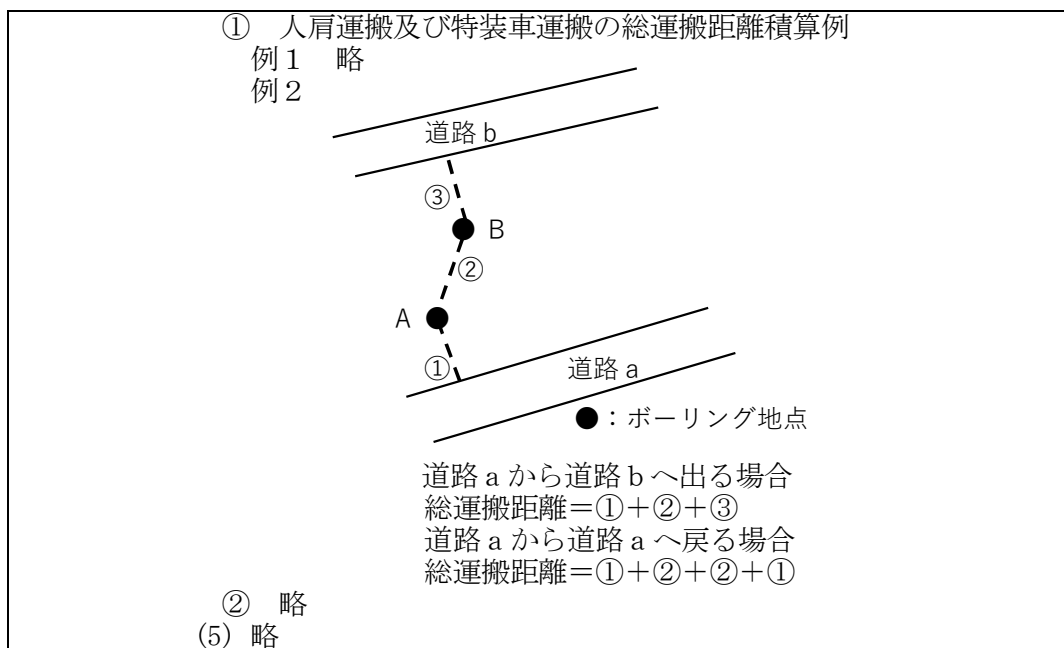
2-2-11-1 機械ボーリング

1) 略

2) 運搬費の積算

(1)～(3) 略

(4) 総運搬距離及び設置距離について



カ 事務事業

【指摘事項】精神障害者保健福祉手帳等交付事務において、不適切な事務処理を行っていたもの（合规性）

該当機関 精神保健福祉センター

精神保健福祉センターでは、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（以下「手帳等」という。）の交付事務において、令和 5 年度及び令和 6 年度に在籍していた職員により、決裁を経ずに手帳等を交付する、手帳等検討委員会の審査結果を申請者に有利な等級に改ざんするなど、不適切な事務処理が計 1,034 件行われていた。

当該センターでは、事前に公印の印影を刷込印刷した用紙（以下「公印刷込等用紙」という。）を使用して手帳等を印刷する際、公印刷込等用紙の保管者（以下「保管者」という。）が関係書類の確認を行っていなかったため、当該職員が自由に手帳等を印刷できる状況にあったことや、保管者が公印刷込等用紙の在庫管理を適切に行っておらず、当該職員が承認なく公印刷込等用紙を使用していることに気付かなかった。

また、手帳等交付事務は、工程ごとに異なる職員が事務処理を行う分担になっていたにもかかわらず、手帳等の審査事務から作成事務までの全ての工

程を当該職員が一人で行っており、本来行われるべき組織的な進捗管理が行われていなかった。

さらに、上司は、不適切な事務処理を把握したにもかかわらず、詳細を調査するなど適切な対応をとらなかった。

このように、公印刷込等用紙の不適切な使用や管理、組織的な進捗管理の不徹底、上司の不適切な対応により、当該職員の不適切な事務処理を食い止めることができなかった。

○ 不適切な事務処理の内容

不適切な事務処理の内容	不適切な事務処理が確認された件数	
	精神障害者 保健福祉手帳	自立支援医療 受給者証
決裁を経ずに手帳等を交付したもの	245 件	9 件
手帳等検討委員会の審査結果の改ざんはなかったもの	205 件	8 件
手帳等検討委員会の審査結果を申請者に有利な等級に改ざんしたもの	40 件	1 件
決裁は受けたが、決裁文に手帳等検討委員会の審査と異なる結果を記載し、申請者に有利な等級に改ざんしていたもの	7 件	1 件
決裁を受けたが、手帳等検討委員会の審査を受けずに決裁文に虚偽の審査結果を記載して、交付していたもの	1 件	771 件
計	253 件	781 件

< 参考 >

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(精神保健福祉センター)
- 第 6 条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。
- 2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
 - 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。
 - 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
 - 四 第 45 条第 1 項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 52 条第 1 項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - 五以下 略
- (精神障害者保健福祉手帳)

第 45 条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3 以下 略

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（自立支援医療費の支給認定）

第 52 条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

2 略

（申請）

第 53 条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。

2 略

（支給認定等）

第 54 条 市町村等は、前条第 1 項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の主務省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

○ 愛知県公印取扱規程（※令和 8 年 4 月 1 日改正前のもの）
（公印の使用の特例）

第 3 条の 2 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、用紙にあらかじめ、公印の印影を刷り込み、又は公印を押そうとする者は、公印使用承認願（様式第 1）に公印の押印を必要とする文書の書式が記載された書類その他必要な書類を添えて、管守者の承認を受けて、公印を使用することができる。

2 前項の規定により公印の印影を刷り込み、又は公印を押した用紙（以下「公印刷込等用紙」という。）を使用しようとする者は、決裁文書又は証拠書類を提示して公印刷込等用紙の保管者（以下「保管者」という。）の承認を受けなければならない。

3 保管者は、公印刷込等用紙の使用の申出があつたときは、決裁文書又は証拠書類を確認の上使用させ、決裁文書又は証拠書類の所定欄又は欄外余白に署名その他の行為をしなければならない。

4 保管者は、公印刷込等用紙出納簿（様式第 2）を設けて公印刷込等用紙の使用状況を明らかにしておかなければならない。

5 以下 略

- 〈監査意見〉①公印刷込等用紙の適切な使用及び管理を求めるもの
②事務処理状況の組織的な進捗管理を求めるもの
③不適切な事務処理を把握した際の適切な対応を求めるもの
④地方機関において事務処理が適切に行われるよう、本庁の積極的な関与を求めるもの

該当機関 保健医療局

精神保健福祉センターの精神障害者保健福祉手帳等交付事務において、不適切な事務処理を行っていた事案については、県民や市町村、関係団体に多大な影響を及ぼし、精神障害者福祉制度自体に対する信頼を大きく損なうことになるため、次のような意見を述べる。

- ① 当該センターについては、令和2監査年度のテーマを設定した行政監査において、公印刷込等用紙の使用・管理に関する不適切な事務処理が確認され、当該監査結果に対する措置の内容は、次のとおりであった。

再発防止策として、公印刷込等用紙を使用する職員は、決裁文書を提示して保管者の承認を受け、所定欄に保管者の承認印を受けることを徹底した。

さらに、保管者は、公印刷込等用紙の受入れ、払出しごとにその枚数及び残数を確認し、これを公印刷込等用紙出納簿の所定欄に記入するとともに、受領者に押印させた上、自らも押印することを徹底した。

また、勤務時間内は公印刷込等用紙を定められた場所に置き、勤務時間外は厳重に保管できる施錠可能な場所で保管することを徹底した。

〈令和2年12月11日公表〉

しかし、一旦、上記措置がとられていたにもかかわらず、令和5年度及び令和6年度の手帳等交付事務において、再び、公印刷込等用紙の使用・管理に関する不適切な事務処理が確認され、措置内容が継続的に実施されていなかった。

これは、監査結果を軽視し、公印刷込等用紙の管理等の重要性の認識が欠如していた結果と言わざるを得ない。

については、愛知県公印取扱規程に基づき、職員が公印刷込等用紙を使用する際は、保管者が決裁文書との突合確認を行うこと、また、保管者が公印刷込等用紙の在庫管理を適切に行うことを今一度徹底されたい。

- ② また、本件事案については、工程ごとに異なる職員が事務処理を行う分担になっていたにもかかわらず、全ての工程を職員が一人で行っており、本来行われるべき組織的な進捗管理が行われていなかったことも要因となっている。

については、処理状況の見える化を図り、複数職員での確認方法を工夫するなど、事務処理状況の組織的な進捗管理に取り組まされたい。

- ③ さらに、当時の上司が、決裁を経っていないという不適切な事務処理を把握していたにもかかわらず、詳細の調査等、適切な対応をしなかったことは、当該事務に対する重要性の認識が欠如していたからと考えられる。単に決裁を受けていないだけで、手帳等検討委員会の審査や判定等は適正に行われていると誤認し、改ざんが行われていることや審査を受けていないものがあることを認識していなかったことが、不適切な事務処理を把握した後の対応の緊迫感を欠くこととなった。

については、上司に当たる監督者に対し、事務処理やそれに伴う決裁、不適切な事務を把握した後の対応の重要性について、その認識の醸成を徹底的に行われたい。

- ④ 今回問題となった事務については、少数の職員で膨大な事務処理を行わなければならなかったことも背景にあったと考えられ、手帳等の申請件数が増加傾向にある中、今後も、手帳等の審査事務から作成事務までを既存の人員や事務処理方法で行うことは難しいと考えられる。

については、本庁は、当該センターにおいて事務処理が適切に行われるよう、当該センターの業務量に見合った人員の配置の検討、事務処理方法の根本的な見直し等、積極的に関与されたい。

第3 テーマを設定した行政監査

1 概要

(1) 監査のテーマ

民間企業等との連携協定について

(2) 監査の目的

多様化、複雑化する行政ニーズに対応した公共サービスを提供するため、近年、民間の知見やノウハウを活用する機会が増えている。本県においても、民間企業等との連携協定が多数存在し、様々な分野で民間と連携した取組が展開されている。

他方で、こうした連携協定について、締結時には記者発表等により広報されているケースが多いが、その後の取組や成果が十分に公開されているものは少なく、また、民間企業等との任意の協力関係を基にした性質のものであることから、実効性の確保に課題がある。

こうしたことから、連携協定とその取組に関する現状や問題点を把握・検証するとともに、事例の共有を通して、民間との連携事業の充実・強化や、効果的・効率的な事業展開に資することを目的とする。

(3) 監査の対象

監査の対象は、全所属を対象に実施した予備調査において回答を得た 1,039 件の連携協定について、アからウまでに示す「包括連携協定」、「個別連携協定」及び「災害連携協定」の三つに分類し（包括連携協定 75 件、個別連携協定 281 件及び災害連携協定 683 件）、局等の均衡を考慮した上で、県民生活に及ぼす影響、社会的な関心、実効性を確保するための取組状況等を踏まえ、表のとおり選定した。

ア 包括連携協定

幅広い分野において、県又は民間企業等の資源を有効に活用して相互に連携し、又は協力することに関する協定

イ 個別連携協定

特定の分野において、県又は民間企業等の資源を有効に活用して相互に連携し、又は協力することに関する協定

ウ 災害連携協定

災害時における人的・物的な応援、協力等に関する協定

[監査対象協定及び対象所属]

類型・番号	協定名称	監査対象所属
包括 1	愛知県と株式会社三菱UFJ銀行との連携・協力に関する包括協定	政策企画局地方創生課 県民文化局男女共同参画推進課 福祉局子育て支援課 観光コンベンション局観光振興課 農業水産局農政課
包括 2	愛知県と明治安田生命保険相互会社との連携・協力に関する包括協定	政策企画局地方創生課 県民文化局男女共同参画推進課 福祉局子育て支援課 観光コンベンション局観光振興課 農業水産局食育消費流通課 スポーツ局スポーツ振興課
包括 3	愛知県と三井住友海上火災保険株式会社との連携・協力に関する包括協定	政策企画局地方創生課 県民文化局男女共同参画推進課 福祉局子育て支援課 観光コンベンション局観光振興課 同局国際観光コンベンション課 農業水産局食育消費流通課
包括 4	愛知県と東京海上日動火災保険株式会社との連携・協力に関する包括協定	政策企画局地方創生課 防災安全局災害対策課 環境局自然環境課 同局地球温暖化対策課 保健医療局健康対策課 観光コンベンション局観光振興課 同局国際観光コンベンション課 スポーツ局スポーツ振興課
包括 5	愛知県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携・協力に関する包括協定	政策企画局地方創生課 防災安全局県民安全課 環境局自然環境課 同局地球温暖化対策課 保健医療局健康対策課 観光コンベンション局観光振興課 同局国際観光コンベンション課

類型・番号	協定名称	監査対象所属
包括 6	愛知県と吉本興業ホールディングス株式会社との連携・協力に関する包括協定	政策企画局地方創生課 県民文化局文化芸術課 福祉局子育て支援課 観光コンベンション局観光振興課 スポーツ局スポーツ振興課
包括 7	愛知県と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	防災安全局災害対策課 福祉局高齢福祉課
包括 8	愛知県と住友生命保険相互会社との包括的連携協定	防災安全局災害対策課 同局県民安全課 福祉局子育て支援課 保健医療局医療計画課 同局健康対策課 スポーツ局スポーツ振興課
包括 9	愛知県と大塚製薬株式会社との健康づくり等に関する包括的連携協定	防災安全局災害対策課 保健医療局健康対策課
包括 10	愛知県と株式会社ローソンとの連携と協力に関する包括協定	福祉局子育て支援課 経済産業局商業流通課 農業水産局食育消費流通課
包括 11	愛知県とミニストップ株式会社との連携と協力に関する包括協定	経済産業局商業流通課
包括 12	愛知県と株式会社ファミリーマートとの連携と協力に関する包括協定	福祉局子育て支援課 経済産業局商業流通課 農業水産局食育消費流通課
包括 13	愛知県と株式会社セブンイレブンジャパンとの連携と協力に関する包括協定	経済産業局商業流通課
包括 14	愛知県と JA グループ愛知との連携・協力に関する包括協定	農業水産局農政課
包括 15	愛知県とトヨタヴェルブリッツ及び豊田自動織機シャトルズ愛知との連携・協力に関する包括協定	防災安全局県民安全課 スポーツ局スポーツ振興課
個別 1	行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定	総務局情報政策課（現デジタル戦略課）
個別 2	東三河県庁と愛知大学豊橋校舎三学部との連携・協力に関する協定書	東三河総局
個別 3	豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部と東三河県庁との連携・協力に関する協定書	
個別 4	国立大学法人豊橋技術科学大学と東三河県庁との連携・協力に関する協定書	

類型・番号	協定名称	監査対象所属
個別 5	同志社大学政策学部・同志社大学大学院総合政策科学研究科博士前期課程と愛知県東三河県庁との連携・協力に関する協定書	東三河総局
個別 6	株式会社フェニックスと東三河県庁との連携・協力に関する協定書	
個別 7	愛知県の多文化共生の推進に関する協定書（株式会社セブン銀行）	県民文化局社会活動推進課
個別 8	愛知県と大和リース株式会社との海上の森自然環境保全地域における活動に関する協定	環境局自然環境課
個別 9	愛知県の薬物乱用防止協力に関する協定（塩野義製薬株式会社）	保健医療局医薬安全課
個別 10	愛知県と大学共同利用機関法人自然科学研究機構（基礎生物学研究所、生理学研究so、分子科学研究所）との連携協力に関する協定書	経済産業局産業科学技術課
個別 11	愛知県と Trip.com との外国人旅行者誘致促進に関する協定	観光コンベンション局 国際観光コンベンション課
個別 12	同朋大学在学生の愛知県営住宅への入居及び地域コミュニティの活性化に係る協力に関する協定書	建築局公営住宅課
災害 1	災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定（中部電力株式会社）	防災安全局災害対策課 建設局建設企画課
災害 2	災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定（NTT西日本株式会社）	
災害 3	災害時における物流施設の使用等に関する協定（佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、名鉄運輸株式会社）	防災安全局災害対策課
災害 4	災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書（一般社団法人愛知県トラック協会）	
災害 5	災害時における電話通訳及び文書翻訳に関する協定書（株式会社 BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS）	県民文化局社会活動推進課
災害 6	災害時における化学物質等の調査に関する協定書（一般社団法人愛知県環境測定分析協会）	環境局環境活動推進課

類型・番号	協定名称	監査対象所属
災害 7	一般社団法人愛知県病院協会との災害時の医療救護活動に関する協定書	保健医療局医務課
災害 8	社団法人愛知県医師会との災害時の医療救護に関する協定書	
災害 9	社団法人愛知県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定書	
災害 10	愛知DMA Tに関する協定（名古屋大学医学部附属病院、藤田医科大学病院）	
災害 11	愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書（愛知県精神科病院協会、愛知医科大学病院）	
災害 12	家畜伝染病発生時における緊急防疫業務に係る資機材提供に関する協定（愛知県中部高圧ガス充填工業協同組合）	農業水産局畜産課
災害 13	口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における殺処分家畜の埋却業務等に係る基本協定（愛知県農業土木研究会）	
災害 14	特定家畜伝染病発生時の防疫措置時における防疫作業等業務に関する協定（株式会社阪急交通社）	
災害 15	豚コレラ等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定（愛知県厚生農業協同組合連合会）	
災害 16	C S F 等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定（社会医療法人大雄会大雄会第一病院、稲沢市病院事業管理者、公立陶生病院組合、常滑市病院事業管理者、医療法人豊田会）	
災害 17	特定家畜伝染病の発生時における輸送車両提供に関する協定（株式会社トヨタレンタリース愛知、株式会社トヨタレンタリース名古屋）	建設局建設企画課
災害 18	愛知県公共土木施設防災安全協定（各建設事務所と管内建設業者）	

類型・番号	協定名称	監査対象所属
災害 19	災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置自動車対策支援に関する協定（一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部、全日本高速道路レッカー事業協同組合、愛知レッカー事業協同組合）	建設局道路維持課
災害 20	道路の法面に関する防災協定（一般社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部）	
災害 21	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会）	建築局公営住宅課

(4) 監査の着眼点

監査に当たっては、第1の2(1)の財務監査及び2(2)の行政監査と同様に、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて実施した。

(5) 監査におけるリスクの設定

連携協定に基づく取組を進めるに当たり想定されるリスクを、次のとおり設定した。

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
1 協定内容の策定と連携先の選定が適切に行われないリスク	(1) 連携先の選定理由は適切か。	(1)ア
	(2) 協定と事業内容が一致しているか。	(1)イ
	(3) 未実施事業や今後実施予定のない事業が含まれていないか。	(1)ウ
	(4) 連携先のノウハウは事業に生かされているか。	(1)エ

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
2 連携協定の実効性が確保されないリスク	(1) 事業計画を定めているか。	(2)ア
	(2) 連携事業の効果や進捗状況を評価しているか。	(2)イ
	(3) 事業実施に当たり、県と連携先との間で情報共有はされているか。	(2)ウ
	(4) 連携事業の継続性が確保されているか。	(2)エ
	(5) 連携先から実績報告は提出されているか。 また、実績を年度ごとに取りまとめているか。	(2)オ
	(6) 【災害連携協定】訓練など災害に備えた準備がなされているか。	(2)カ
3 連携事業につき、情報発信や連携の促進につなげる取組がされないリスク	(1) 連携事業の実績が公開されているか。	(3)ア
	(2) 連携先から実績が公開されている場合、その内容を把握しているか。	(3)イ
	(3) 他局や関係機関との間で、連携協定に係る情報共有が図られているか。	(3)ウ

(6) 監査の実施内容

(5)により設定したリスクの視点から、事前に提出を求めた書面調査の結果を踏まえ、令和7年12月4日から令和8年1月13日までの間、(3)の対象所属の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査を実施した。

2 監査結果

監査の結果は次のとおりであり、「是正又は改善を要すると認められる事項」はなかった。

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、4件の監査意見を付した。

(1) 協定内容の策定と連携先の選定について

ア 連携先の選定理由について

《監査の主な観点》

連携協定を締結するに当たり、連携先の選定が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

包括連携協定については、対象とした全ての協定が、連携先企業等からの提案により締結されていた。

これらの連携先は、協定締結以前より県と事務上の関わりがあった企業、他の都道府県と同種の協定を締結している企業が多く、金融機関や保険会社など取引先の分野の広さに強みがある企業、農業や健康医療などの専門性をもつ企業や団体、各地で地域振興を推進している企業といった特徴があった。

多くは、地域振興や地方創生を目的としたものであるが、日本郵便株式会社との連携協定（包括 7）のように、当初、特定の事業における連携協定を締結していたものに、連携項目を追加することで包括連携協定に展開していった事例もあった。

個別連携協定についても同様に、協定締結以前より県と事務上の関わりがあった企業等からの提案により締結に至った協定が多いが、県において県営住宅における課題及び対策を検討した上で連携先を選定し、協定締結に至った事例（個別 12）、県が事業の推進を検討する過程で連携を呼び掛けたところ、県との連携を模索していた地域のプロスポーツチームとのニーズが合致して協定締結に至った事例（個別 6）、県が環境保全活動の対応を検討する中で、企業側から、社会貢献の一環として環境保全活動を実施したいとの申出があり、これをきっかけに連携協定を結ぶに至った事例（個別 8）があった。これらは、県が事務事業における課題に対して、主体的に連携を模索して、解決を図っていく事例といえる。

災害連携協定では、法令や地域防災計画に基づく協定のほか、過去の災害や感染症対策での経験や知見を生かし、新たに協定を締結した事例（災害 14 ほか）もあった。

連携先は、専門的な技能や資格を持つ事業者の団体（県医師会等）、重要インフラを有する事業者（電力会社等）、応急仮設住宅の建設に知見を有する団体（プレハブ建築協会等）などが選定されていた。

イ 協定と事業内容について

《監査の主な観点》

連携協定に規定する連携事項と実際に行われている事業の内容が一致しているかを監査した。

《監査の結果》

連携協定に規定する連携事項と事業内容が一致していないものはなかった。

協定締結に先立ち、連携先と連携事項について十分な調整が行われている事例が多く見られた。特に、包括連携協定においては、連携先から連携項目だけでなく具体的な連携事業について提案を受け、それに対する全庁からの意見を踏まえて締結に至った事例（包括1）を始め、協定を締結した所属（以下「協定締結課」という。）が連携先及び県庁内のニーズを調整した上で協定内容を決定していた。

ウ 未実施事業や実施予定のない事業の有無について

《監査の主な観点》

連携協定に規定されている連携事項について、未実施事業や今後実施予定のない事業が含まれていないかを監査した。

《監査の結果》

包括連携協定においては、未実施事業や今後実施予定のない連携事項が含まれている協定が多く見られた。未実施となっていることについて、①締結時に想定していた連携事業について具体的な実施予定がない、②新型コロナウイルス感染症の影響や社会情勢の変化により、想定していた連携事業が実施できていない、③締結当初には連携事業を実施していたが、同一の事業を継続的に行うことを想定していない、などの理由によるものであった。なお、包括連携協定の性質を踏まえ、連携事項が幅広く規定されていることには留意する必要がある。

また、連携事項が複数の所属にまたがる協定において、協定締結課以外の所属で協定の存在を把握しておらず、本監査により協定の存在を把握した事例もあった。上述の理由により事業が実施されないまま、担当者の交代時に引継ぎが十分になされなかったことによるものと考えられる。

個別連携協定及び災害連携協定については、もとより特定の課題に対する連携協力を目的として締結に至っているものであることから、未実施事業や実施予定のない連携事項が含まれる協定はなかった。

エ 連携先のノウハウの活用について

《監査の主な観点》

協定に基づく事業の実施に当たり、連携先のノウハウは事業に生かされているか、また、取組を進める中で個人情報の取扱いが生じる場合には、協定等への明記や適切な取扱いを実施しているかを併せて監査した。

《監査の結果》

全体として、連携先の強みや専門性を生かした事業が展開されていることを確認した。

東三河総局が大学等と締結した連携協定では、東三河地域の振興や課題に対応するため、「東三河ビジョン協議会」や「東三河人口問題連絡会議」に参画してもらい、専門的な知見を得ることで、施策の検討を深めることにつなげていた（個別2～5）。また、プロスポーツチームとの包括連携協定では、県のイベントに選手やマスコットが参加して事業推進に協働していたほか（包括15）、保険会社等やコンビニとの包括連携協定では連携先の持つネットワークを生かし、県事業に関するチラシを営業活動時に配布したり（包括2ほか）、店舗にポスターを掲示したりするなど（包括10～13）、広報に協力を得ていた。

金融機関や保険会社との包括連携協定においては、県が委嘱する「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として、当該企業における活躍事例を県と共同で広報するとともに、取引先企業等に対して県の施策活用について働きかけを行っていた（包括1～3）。さらに、製薬会社との包括的連携協定では、連携先の有する医薬や健康に関する知見や技術を生かし、熱中症予防啓発活動が展開されていた（包括9）。

他方で、包括連携協定のうち一部の連携項目については、協定締結当初に想定していた取組が実施されていないため、連携先のノウハウが生かされていない事例もあった。

なお、連携協定に基づき個人情報を取り扱う事業は限られたが、災害連携協定に基づく取組において、協定や法令等の規定に基づき、適切な管理が実施されていたことを確認した（災害12～17）。

(2) 連携協定の実効性確保について

ア 事業計画について

《監査の主な観点》

計画に基づく事業の実施に当たり、事業計画を策定しているかを監査した。

《監査の結果》

明確な形で事業計画を策定している事例は少なく、打合せの実施及びその記録をもって計画策定とする事例が多く見られた。

包括連携協定では、事業計画を定めていない協定が多く見られた。一方で、コンビニエンスストアやプロスポーツチームとの連携協定では、年度ごとに県庁内で連携を希望する事業を調査した上で、連携先と調整して事業の計画を定め、事業の発展性を意識した取組が行われていた協定もあった（包括 10～13、15）。

イ 連携事業の効果や進捗状況の評価について

《監査の主な観点》

連携事業の継続的な実施や発展的な推進のため、実施事業の効果や、事業の進捗状況进行评估しているかを監査した。

《監査の結果》

個別連携協定及び災害連携協定では、事業の効果や進捗の評価がおおむね適切に行われていることが確認できた。

県営住宅への大学生の入居に係る個別連携協定では、地域コミュニティの活性化といった事業目的を踏まえ、入居学生の自治会活動への参加状況等を聞き取り、事業の効果や進捗进行评估していた（個別 12）。また、災害連携協定の多くでは、定期的な訓練の実施や災害時の連絡体制の確認等により協定の効果を担保していた。

そのほか、実績報告や活動報告書の提出を受け、連携事業进行评估している事例もあったが、特に包括連携協定においては、効果や進捗状況进行评估していない事例も多くあった。

ウ 県と連携先との情報共有について

《監査の主な観点》

円滑かつ継続的な事業実施に当たり、連携先との間で情報共有が行われているかを監査した。

《監査の結果》

定期的な打合せの場を設けているか、年度始めや担当者の異動のタイミングで連絡先の確認を行うなどして、多くの協定で情報共有が図られていた。

災害連携協定では、防災安全局が「協定締結事業者連絡会議」を毎年開催し、関係の協定を結んでいる事業者を対象に、連絡先や発災時の体制に係る情報共有を行っていた。

しかし、連携事業の実績が少ない協定の中には、双方で情報共有が十分に図られていない事例が見られたほか、包括連携協定において、協定締結課以外の所属では連携先の担当者や連絡先を把握していない事例もあった。

エ 連携事業の継続性確保について

《監査の主な観点》

連携事業が継続的に取り組まれるよう、協定の有効期間の設定の有無や、連携事項の見直しが適宜行われているかについて監査した。

《監査の結果》

対象とした全ての協定に自動更新の規定があり、終期が設定されている協定はなかった。

また、個別連携協定及び災害連携協定のうち法令や計画に基づく協定について、これらの規定の改正等による場合を除き、協定の見直しを実施している事例はなかったが、取組事業の改善や見直しは適宜図られているものが多く見られた。協定の見直しを実施していない理由の多くは、現行の協定の枠内で対応できているとのことであった。

オ 実績報告の提出と取りまとめについて

《監査の主な観点》

連携事業の実績について、連携先に報告させているか。また、実績を年度ごとに把握し、整理しているかを監査した。

《監査の結果》

多くの協定で連携先からの実績報告が提出されていた。包括連携協定の一部では、協定締結課から連携先に対し、実績の報告を提出するよう依頼していた。なお、実績報告が提出されていない場合でも、打合せ記録等の作成により、担当課において実績が整理・保存されていた。

また、整理された実績についてはおおむね年度ごとに取りまとめられた上で、紙又は電子媒体で保存されていた。

一方で、包括連携協定に係る事業の実績について、関連所属も含めた庁内の全ての取組が整理されている事例はほとんどなかった。

カ 訓練など災害の発生に備えた準備について（災害連携協定）

《監査の主な観点》

災害や家畜伝染病などの発生に備え、定期的な訓練の実施を始め、非常時の体制を整えているかを監査した。

《監査の結果》

災害連携協定の多くで、定期的に訓練（机上訓練等含む。）が実施され、発生に備えた準備が行われていた。また、訓練を実施した後、関係者間で意見交換を行い、反省点や注意点等を共有して事業の改善に生かしている事例もあった。

また、訓練を実施していない場合でも、緊急連絡先を定期的に確認するとともに、道路の維持・修繕を担う事業者とは日頃から課題等を共有できる体制となっているなど、有事に備えた準備がなされていた。

(3) 連携事業における情報発信や連携の促進につながる取組について

ア 連携事業の実績の公開について

《監査の主な観点》

連携協定の締結により、特定の民間企業と継続的な関係を持つこととなるため、透明性を確保する観点から、県として、協定に基づく取組の実績及びその成果を公開しているかを監査した。

《監査の結果》

多くの連携協定について締結時に記者発表されるとともに、県のウェブページに情報が掲載されていた。しかし、その後の連携事業の実績が公開されているのは、薬物乱用防止協力に関する協定に基づき、連携企業が作成した啓発動画がウェブページに掲載されている事例（個別9）など僅かであった。

情報を公開していない理由として、監査対象所属からは、連携事業の性質上公開に適していない、公開することをそもそも想定していない等の回答があった。

なお、連携協定に基づく取組実績を直接的に公開しているものではないが、子育て支援課は関連する情報として、所管事業である「はぐみんカード」（名古屋市を除く愛知県内に在住の18歳未満の子どもの保護者又は妊娠中の方を対象とする「子育て家庭優待カード」で、県内の協力店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示すると、ショップ独自のサービス等が受けられる。）協賛店の登録状況を公開している。また、医務課においては「愛知 DMAT」、「愛知

DPAT」の活動実績（令和6年能登半島地震に係る派遣）を県のウェブページに公表し、連携先が県の事業に協力している状況が広報されていた。

イ 連携先から取組実績が公開されている場合、その内容の把握について

《監査の主な観点》

連携先が県との取組に関する実績の公開を行っている場合、県としてその状況を把握しているかを監査した。

《監査の結果》

連携先により取組状況が公開されている事例は少ないが、県の担当課においてその内容が適切に把握されていた。なお、公開されているのは包括連携協定では2協定、個別連携協定では7協定、災害連携協定では1協定である。

コンビニエンスストアとの包括連携協定に基づく取組では、愛知県産の食材を使用した商品の販売について、各社のウェブページで公開されていた（包括12）。東三河総局と各大学との連携協定では、連携講座の開催などの取組について、各大学のウェブページなどでも公開されていた（個別2、3）。

ウ 他局や関係機関との情報共有について

《監査の主な観点》

特に包括連携協定について、協定の取組によっては幅広い分野での成果や波及効果を期待できる。協定が広く活用されるよう、庁内各局や関係機関と連携協定に関する取組の情報が共有されているかを監査した。

《監査の結果》

連携事業に係る取組について、多くの協定で他局や関係機関との間での情報共有が図られていなかった。

一方、プロスポーツチームとの包括連携協定では、毎年度、協定締結課から各局に連携希望が照会されるとともに連携実績の共有も行われていた（包括15）。また、コンビニエンスストア各社との包括連携協定について、半年ごとに、協定締結課から各局に連携実績を照会するなど、連携協定の実効性の確保に向けた情報共有が図られている事例も見られた（包括10～13）。

監査対象所属からは、他の所属で所管している協定についても具体的な取組が分かれば、連携事業の可能性を検討したり、新たな協定の締結につなげたりできるかもしれないといった意見があった。

包括連携協定では、協定の主たる目的や連携先企業の業種等により、対応する所属が協定締結課となっている。民間企業等との連携協定について全庁的に取りまとめる所管課が存在しないことから、県のウェブページで個別に紹介されている協定を除いては、連携事項や取組について、全庁的に知られていない協定も多いことが明らかになった。

(4) 総括

全体として、多様化する行政ニーズに対応するため、各所属においてそれぞれ民間企業等との連携について検討がなされ、連携協定の締結につながっていた。協定に基づき、連携先の強みやノウハウを生かした事業が展開されており、連携協定という事業手法はおおむね有効に機能していると評価できる。

一方で、更に一步進めて、継続的に実効性を確保していくための取組や、積極的に情報発信・情報共有を行うことにより、民間との連携事業をより一層充実・強化させ、効果的・効率的な事業展開を図っていくことも期待できる。

また、今回の監査では、各連携協定を所管する所属を対象とし、想定されるリスクに着眼して個々の協定を検証したところであるが、その過程で見えてきた課題もあった。例えば、包括連携協定については、全庁的に協定の運用方法等が統一されていない中で、各協定の主たる目的や連携先企業の業種等に対応する所属がそれぞれ協定を締結して事務を担当しており、協定を締結した所属が、具体的な実施事業を調整するために関係所属と情報交換を行ったり、協定に基づく取組実績を取りまとめて全体を把握したりといった取組を実施している事例は少なかった。全庁で締結されている協定の存在や各協定の内容が各所属に十分に共有されないことで、事業のニーズがあっても連携した取組につながらなかったり、事業の進め方などのノウハウが庁内で展開されないことで、類似の協定であっても、事業の成果に差異が生じたりといった現状が見られた。連携協定がその効果を発揮するためには、連携先の選定から協定の締結、事業の実施、評価に至るまでの一連の事務について、指針の策定や事例の共有がなされることが望ましいと考えられる。

3 監査意見

監査の結果は以上のとおりであるが、民間との連携事業の充実・強化に資するため、協定の整備や取組等につき、次のとおり監査意見を付す。

〈監査意見〉協定の内容を検証し、必要に応じて見直すことを求めるもの

該当機関 全庁

民間企業等との連携協定は、限られた予算や人的資源の中で県行政の課題解決に取り組む上で有効な手法の一つである。今回の監査を通して、個別連携協定や災害連携協定では、民間企業等のノウハウを有効に生かしつつ、県における課題の解決に向けた取組が展開されていることが確認された。

他方で、包括連携協定に基づく取組では、連携先のノウハウを十分に生かせていないものも見られた。

もとより、包括連携協定はその性質上、短期的に連携事業が実施されないことも想定されるが、長期にわたり具体的な取組につながらない場合には、協定の内容がニーズに合致していない可能性も考えられる。

については、連携協定の効果が最大限発揮されるよう、県の事務事業における課題を踏まえ、連携先のノウハウを十分に生かせるものとなっているか随時検証し、必要に応じて協定の内容の見直しを行われたい。

〈監査意見〉事業計画の策定や事業効果の評価を行うなど、連携事業の実効性の確保に向けた取組を求めるもの

該当機関 全庁

計画的に事業を実施し、その進捗状況や効果を評価することは、連携事業を推進し、発展させる上で重要である。

今回の監査を通して、事前の打合せや事業実施後の実績報告等を通して、連携事業の評価を図る事例が見られたものの、進捗状況や事業効果を確認していない事例も確認された。

また、連携を強化し、事業の実効性を確保するためには、連携先との情報共有を密にすることが求められるが、連絡体制が不十分な事例も見られた。

については、特に包括連携協定において、協定内容を十分検証した上で、可能な限り事業計画の策定、進捗状況の確認、効果の評価を行うとともに、事業実施に当たり、県と連携先との間で緊密なコミュニケーションをとれる体制の構築を検討されたい。

〈監査意見〉連携事業の実績について、積極的な情報発信・情報共有を求めるもの

該当機関 全庁

今回の監査では、県として連携事業の実績を公開している事例が少ないことが明らかになった。協定を締結する際の情報は広く報道発表されるものの、その後の取組について発信されている事例は少ない。

連携事業に係る情報が公開されることは、民間企業等との関係における透明性の確保はもとより、庁内外において新たな連携先の開拓や、異なる分野での取組の実施につながるものと期待できる。

については、連携事業の実績について、その性質や連携先の意向等に配慮しつつも、積極的な情報発信・情報共有に努められたい。

**〈監査意見〉包括連携協定について、全庁的に管理して取りまとめる体制の構築や、
統一的な運用ガイドラインの策定を求めるもの**

該当機関 全庁

包括連携協定は、幅広い分野の事業を行う性質のものであることを踏まえれば、協定の締結や事業の実施に当たり、関係機関との調整や情報・ノウハウが全庁で共有されることが望ましいところ、今回の監査では、そうした事例が少ないことが明らかになった。

については、包括連携協定の効果をより一層発揮させるとともに、事務の合理化に資するため、民間企業等との連携協定を全庁的に一元管理する体制の構築や、運用面での統一的なガイドラインの策定について検討されたい。

【参考資料】

○予備調査

1 調査の目的

監査対象機関の選定及び監査の主な観点の検討に必要な情報収集

2 調査実施時期及び調査対象

令和7年9月1日時点における本県の全ての機関（517 機関）

3 調査の方法

予備調査票を用いて、民間企業等との連携協定の締結状況を調査した。

[予備調査における主な質問項目]

①協定締結の相手方、締結年月日

②連携事項として定める事項

③協定に基づく事業の実績

4 結果

予備調査の結果、令和7年9月1日時点で包括連携協定 75 件、個別連携協定 281 件及び災害連携協定 683 件の回答があった。

各局等における、連携協定の類型ごとの協定数は次表のとおりである。

[予備調査において回答のあった連携協定の締結数]

(単位：件)

局等	協定数	(内訳)		
		包括連携協定	個別連携協定	災害連携協定
政策企画局	24	21	3	0
総務局	14	1	12	1
人事局	0	0	0	0
防災安全局	82	4	0	78
県民文化局	22	17	3	2
環境局	13	2	4	7
福祉局	9	5	4	0
保健医療局	156	2	11	143
経済産業局	31	9	22	0
労働局	2	0	2	0
観光コンベンション局	3	1	2	0
農業水産局	40	1	11	28
農林基盤局	32	0	32	0
建設局	35	0	2	33
都市・交通局	17	0	0	17
建築局	10	0	1	9
スポーツ局	3	2	1	0
会計局	1	0	0	1
病院事業庁	9	0	9	0
議会事務局	0	0	0	0
教育委員会事務局	217	3	82	132
警察本部 (公安委員会)	311	7	79	225
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0
収用委員会事務局	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
企業庁	8	0	1	7
合計	1039	75	281	683

是正又は改善を必要とする事項集計表

この表は、第2の「2 監査結果」及び第3の「2 監査結果」に記載した是正又は改善を必要とする事項の件数を集計した表である。

1 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	2	0	2(0)
支 出	67	0	67(3)
人 件 費 ・ 旅 費	2	0	2(2)
財 産 ・ 物 品	6	0	6(8)
委 託	2	0	2(1)
工 事	0	0	0(3)
補 助 金	0	0	0(0)
事 故	0	0	0(0)
事 務 事 業	1	0	1(0)
そ の 他	0	0	0(0)
テーマを設定した行政監査	0	0	0(1)
計	80(18)	0(0)	80(18)

(注) () 内は前年の件数を示す。

2 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	1	0	1(0)
総 務 局	4	0	4(1)
人 事 局	0	0	0(0)
防 災 安 全 局	2	0	2(0)
県 民 文 化 局	1	0	1(1)
環 境 局	0	0	0(0)
福 祉 局	5	0	5(2)
保 健 医 療 局	14	0	14(2)
経 済 産 業 局	0	0	0(0)
労 働 局	1	0	1(1)
観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 局	0	0	0(0)
農 業 水 産 局	9	0	9(2)
農 林 基 盤 局	0	0	0(1)
建 設 局	6	0	6(0)
都 市 ・ 交 通 局	2	0	2(0)
建 築 局	0	0	0(0)
ス ポ ー ツ 局	0	0	0(0)
会 計 局	0	0	0(0)
議 会 事 務 局	1	0	1(0)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
監 査 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
教 育 委 員 会	20	0	20(6)
警 察 本 部	8	0	8(1)
企 業 庁	3	0	3(1)
病 院 事 業 庁	3	0	3(0)
計	80(18)	0(0)	80(18)
うち、テーマを設定した行政監査分	0(1)	0(0)	0(1)

(注) () 内は前年の件数を示す。

また、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、7 件の監査意見を付した(うち、テーマを設定した行政監査分 4 件)。